

平成28年4月11日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成28年4月11日(月)午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者35名

1番 山崎 清弘	2番 玉置 俊裕	3番 桑原 壽	4番 棒引 昭治
5番 市橋 宗行	6番 向日 一義		8番 森 敦孝
9番 更井 寛司	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 皿田 功
13番 田渕 宏	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行		19番 横尾 泰行	20番 青木 登
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	24番 寒川 加代子
25番 玉置 伸		27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎	38番 石谷 強		

欠席者 7番 前田 登 18番 坂本 一馬 26番 鈴木 直孝
39番 蔭地 明一

事務局 局長 平田 耕一 農地係長 岡内 伸午 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 14番 中山 敏久 16番 杉若 陽一

議長 皆さん、こんにちは。新しい年度に入った早々、みなべから中芳養にかけて雹の被害があったということで、お見舞いを申し上げますとともに、今後どのようにやっていったらいいかということで皆さん不安で一杯だろうと思います。新聞によりますと、前会長も来年に向けてやらなければならないという言葉聞いております。暖冬ということで今年が始まったわけですが、2月の大雪の寒波で晩柑に大変な被害が出て、ここに来てまた雹害ということで、農業の厳しさが思い知らされるわけですが、こんな状態が続きますと、農業をやりたいと思われている方に大変ショックを与えるようで、ますます農業の先行きが心配される場所でありまして。そして、昨年からの農地転用の厳格化が知事から発表されましたが、全面的に撤回するというので、今までどおりの転用申請をしてくれということですが、法令を遵守して審査してくださいということです。今後、どのように許可が下りるか、もう少し様子を見ないと分からないと思っております。それでは、4月1日に市の人事異動がありました。ご紹介いたします。

(農業委員会と農業振興課の異動者の紹介)

議長 長 それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告がございます。事務局の説明をお願いします。

農振課 田上 皆様こんにちは、まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告します。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は4,756㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成28年3月31日です。以上、報告させていただきます。

議長 長 はい。ありがとうございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、

ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長

ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上

続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の275㎡、他1筆、合計1,146㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、全体で年間12,500円、持参払い、期間は平成28年5月1日から平成31年3月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,011㎡、他1筆、合計2,899㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成28年5月1日から平成34年4月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1,269㎡の内1,000㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の苺とトマト、年間2万円、口座払い、期間は平成28年5月1日から平成31年4月30日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の788㎡、他2筆、合計1,815㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の麦、全体で年間1万円、持参払い、期間は平成28年5月1日から平成31年4月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の4,270㎡、他1筆、合計5,754㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間9万円、口座払い、期間は平成28年5月1日から平成33年4月30日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の8,152㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年5月1日から平成38年4月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の256㎡、他5筆、合計2,158㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年5月1日から平成31年4月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の403㎡、他3筆、合計2,340㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、全体で年間米5斗、持参払い、期間は平成28年5月1日から平成33年3月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の952㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年5月1日から平成29年2月28日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の746㎡、他3筆、合計6,792㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年5月1日から平成38年4月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,037㎡、他2筆、合計2,862㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成28年5月1日から平成38年4月30日の新規です。合計11件、29筆、35,870㎡、貸手11名、借手10名です。この11件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議	長	はい。ありがとうございます。11番に〇〇〇〇さんの案件がございますので11番を除いて逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。更新ということで異議ございません。
議	長	はい、4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。青年就農者で真面目に耕作されています。異議ございません。
議	長	はい、5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。更新のため異議ございません。
議	長	はい、6番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。親子で異議ございません。
議	長	はい、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。親戚関係です。異議ございません。
議	長	はい、8番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。8番、9番について異議ございません。
議	長	はい、10番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、以上10件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。それでは11番についてご審議いただきます。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、7番前田登委員さん、18番坂本一馬委員さん、26番鈴木直孝委員さん、39番蔭地明一委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、14番中山敏久委員さん、16番杉若陽一委員さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更願について、報告第1号農地等売渡あっせん成立についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。
松平	主査	1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共

に畑、面積は294㎡、他4筆、合計1,205㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は95㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は743㎡、他4筆、合計1,756㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は316㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は466㎡、他3筆、合計2,373㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,756㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上6件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。娘さんへの贈与で、異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。隣の方の畑です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。新田のパイロット内にあります。耕作放棄畑です。地元
の土木業者が整地作業に入ります。異議ございません。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請6件異議なしとのことでございます。
そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農
地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地
の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は315㎡、
所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場315㎡、着工日、
工事期間は許可の日より12か月以内、農用地の内外は平成26年6月1
3日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。
この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以

上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4月8日に〇〇〇〇委員さん、局長さん、係長さんの4人で現地調査をしまりました。5条3件、4条1件、2条2件、形状変更2件の8件を調査してきました。それでは、4条転用申請の報告をさせていただきます。1番、申請場所は〇〇〇字〇〇〇〇です。現況は休耕田になっており、耕作しようと思えば良い場所だと思いますが、駐車場にするということです。この方はこの土地の前の道を挟んだところで飲食店を開業しており、駐車場がなく、そこを埋め立てるということです。市道との間に水路がありますが、水利組合がないということで不要です。以上です。

議 長 ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおりです。異議ございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請1件異議なしとのことでございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請についてですが、事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 4ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は201㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は物置1棟が11㎡、駐車場等が190㎡、合計201㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。始末書がございます。私は転用の許可を得ていないにもかかわらず、工事をしてしまい誠に申し訳なく思っております。今後はこのようなことがないように厳重に注意しますので、今回だけは寛大なるご配慮をお願いします。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は282㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟が93.57㎡、庭園、駐車場が188.43㎡、合計282㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は平成27年6月17日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は282㎡、他1筆、合計1,371㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場が1,371㎡、着工日、工事期

間は許可日より1年以内、農用地の内外は平成26年6月13日に除外と
なっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は
過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上3件につ
きまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項
の許可できない要件には該当していないと判断します。ご審議の程よろし
くお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見
を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇の北200m、現況は雑種地で、
倉庫が建っていました。隣接状況は東側、西側、南側が畑、北側が市道で
す。周囲や水利組合の同意もあります。問題ないと思います。2番、申請
場所は〇〇〇より東へ300m、これは周囲を形状変更し、その内の一部
はこの〇〇〇〇さんに貸すということです。現況は田で、隣接状況は東側、
西側、南側が田、北側が県道です。周囲や水利組合の同意もあります。内
容は東と西側に擁壁をし、北側の県道へ1.3mの埋め立てをします。排
水は合併浄化槽処理、雨水と前側の道路側溝へ流します。問題ないと思
います。3番、申請場所は〇〇〇の近隣で、現況は休耕田、東側、西側、南
側が田、北側が市道です。水利組合はありません。隣接同意はあります。
転用理由は資材置場が不足していたところ、事務所の近くに資材置場と
して最適な土地があったということです。盛土65cmで、雨水は自然浸透
です。問題ないと思います。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。
1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番の件ですが、申請人は農地は持っていませんが、野
菜等を作っていたのですが、手入れができないということで、雑種地にな
った状態です。車を置くということで奥さんに名義変更します。異議ござ
いませぬ。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。息子の家を建てるということです。異議ございませぬ。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現調委員さんのおりです。異議ございませぬ。

議 長

はい、以上で3件の5条申請について異議なしということですが、そのよ
うに取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農
地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお
願いします。

岡内 係長

5ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない
旨の証明願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿
が畑、現況が宅地、面積は77㎡、申請人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、隣接地が
平成7年に農地転用で倉庫が建築された際に、建物の一部が申請地に入っ
てしまっていました。この度、この部分を分筆し地目変更を行いたく申請

します。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は538㎡、他5筆、合計1,913㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、当該地は周りを山林に囲まれ、農地には不向きな土地でした。父親が死亡し相続しましたが、私は勤めていたので農業ができずに放置していました。荒地になってきたので半分ほどは杉桧を植栽し、残りは桜を植えていましたが栽培ができず山林状態になっていました。農地法の許可が必要なことを知らず反省しております。以上2件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番は〇〇〇で、平成7年に工場を建築したということで、この物件の土地については建物の形状や基礎の状況を見ましたら、後から増築されたのかなと思われる。北側は自己所有の畑、東側は畑、南側と西側は宅地と市道です。隣接地の所有者と地元農業委員の証明もあり、異議ございません。2番の物件は〇〇〇です。元々、桜が植えられていましたが、綺麗に刈り取られていまして、現在は桜が植えられている状態です。桜の植栽は一部で、かなり広いところでした。特に問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この部分を分筆し地目変更するということですので、異議ございません。

議 長 はい、2番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございません。

議 長 ありがとうございます。議案第4号農地法第2条の規程による農地でない旨の証明願2件について、異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 6ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は286㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したいであります。着工日、工事期間は許可日より3か月以内、隣接同意、水利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は160㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したいであります。着工日、工事期間は完了済みです。隣接同意、水利同意は不要でございます。始末書あります。当初、転用する予定でありましたが、経営移譲年金等の理由により、形状変更届が遅くなりました。申し訳ございません。以上2件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見

を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇より東へ300m、現況は田、東側、西側、南側が田、北側が県道です。残りの部分を盛土して、畑として利用したいということで、東側、西側、南側を擁壁で1.3mの盛土をしたいということです。雨水は自然浸透で隣接の同意、水利組合の同意もあり、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇の東100mで、現況は土が埋まっていました。自分の畑の隣で東側と南側が畑、西側と北側が宅地です。隣接同意、水利同意は不要です。約2mの盛土で、水路があり、排水を流すようであります。雨水は自然浸透で、問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先ほど説明がありましたように、宅地の余った部分を同じ高さにして、畑に変更するというので、特に問題ないと思います。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現在もう埋まっていますが、異議ございません。

議 長 はい、ありがとうございます。農地の形状変更願2件について、異議なしとのことですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 7ページをお願いします。報告第1号農地等売渡あっせん成立です。土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は952㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日・価格は平成28年3月23日、90万円、あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の3名でした。以上、1件報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、あっせんの顛末の報告をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。買受人は青年就労の方です。この土地は自分の家のすぐ近くにあり、畑の隣です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。委員さん、大変ご苦労様でございました。報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。それではその他の案件です。3月の県農業会議提出案件の5条2件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでしたら、事務局からお願いします。

岡内 係長 土地対策課から地籍調査の結果についての協議と農地の利用意向調査について報告する。

松平 主査 農業者年金加入推進記録簿の作成依頼について、農業用施設を建築した場

合の固定資産税の課税について、現況農地でない旨の証明の基準について、農地相談について報告する。

平田 局長
議 長

平成28年3月9日の知事発言について報告する。

はい、ありがとうございました。他に何かございませんか。

(なしの声あり。)

議 長

ないようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後3時20分終了